

令和元年度

長野市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

長野市監査委員



2 監査第 45 号  
令和 2 年 9 月 1 日

長野市長  
加 藤 久 雄 様

長野市監査委員	西 島 勉
同	榑 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。



# 目 次

## 令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	2
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	実質赤字比率	3
2	連結実質赤字比率	4
3	実質公債費比率	5
4	将来負担比率	6
5	意見	7
	審査資料	9

## 令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	13
第2	審査の期間	13
第3	審査の方法	13
第4	審査の結果	13
1	資金不足比率	13
2	意見	14
	審査資料	15
	参考資料	18



# 令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計					
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		授産施設特別会計					
病院事業債管理特別会計							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		駐車場事業特別会計					
	公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業)					法適用企業 産業団地事業会計
							水道事業会計
							下水道事業会計
		法企非業適					戸隠観光施設事業会計
							飯綱高原スキー場事業特別会計
							鬼無里大岡観光施設事業特別会計
一部事務組合・広域連合	一部事務組合	須高行政事務組合	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		北信保健衛生施設組合					
		千曲衛生施設組合					
		長水部分林組合					
		長野県市町村自治振興組合					
	広域連合	長野広域連合					
		長野県後期高齢者医療広域連合					
		長野県地方税滞納整理機構					
第三セクター等	地方公社	長野市土地開発公社	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	地方独立行政法人	長野市民病院					
	第三セクター等	市が損失補償や債務保証をしている場合、算定に含める。(令和元年度は該当なし)					

※注 資金不足比率は公営企業会計ごとに算出するもので、審査意見は13ページから記載している。

## 第2 審査の期間

令和2年7月6日から8月24日まで

## 第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	R1-H30年度 増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (▲ 0.23%)	— (▲ 2.51%)	— (▲ 2.02%)	— (▲ 2.29%)	— (▲ 2.47%)	2.28	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲ 24.96%)	— (▲ 26.83%)	— (▲ 25.91%)	— (▲ 24.92%)	— (▲ 28.52%)	1.87	16.25%	30%
実質公債費比率	2.8%	2.1%	2.0%	2.1%	3.4%	0.7	25%	35%
将来負担比率	50.7%	44.0%	46.2%	33.8%	37.7%	6.7	350%	

※ 各比率は、表示単位未満を切り捨てて表示した。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。



## 1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

令和元年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名		実質収支額		対前年度 増 減	
		令和元年度	平成30年度		
一 般 会 計 等	一 般 会 計	209,753	2,216,282	△ 2,006,529	
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 特 別 会 計	0	63	△ 63
		母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計	0	0	0
		授 産 施 設 特 別 会 計	0	0	0
		病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計	0	0	0
合 計 ①		209,753	2,216,345	△ 2,006,592	
標 準 財 政 規 模 ②		87,609,247	88,211,966	△ 602,719	
実質赤字比率 (①/②) (注)		— (▲ 0.23)	— (▲ 2.51)	2.28 <sup>ホ</sup> イト	

(注) 実質赤字比率については、参考として黒字の比率を「▲」で併記した。

当年度の実質収支額は、2億975万円余の黒字となったものの、前年度に比較して20億659万円余減少したことから、実質赤字比率は2.28ポイントの上昇(悪化)となった。

実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「—」で表示した。

## 2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

令和元年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名	連結実質収支額		対前年度 増 減	
	令和元年度	平成30年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	209,753	2,216,282	△ 2,006,529	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	63	△ 63	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
授産施設特別会計	0	0	0	
病院事業債管理特別会計	0	0	—	
小 計	209,753	2,216,345	△ 2,006,592	
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	316,611	654,256	△ 337,645	
介護保険特別会計	695,273	832,381	△ 137,108	
後期高齢者医療特別会計	11,604	11,298	306	
駐車場事業特別会計	45,376	21,150	24,226	
小 計	1,068,864	1,519,085	△ 450,221	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	水道事業会計	13,607,874	12,618,111	989,763
	下水道事業会計	5,325,085	5,755,372	△ 430,287
	戸隠観光施設事業会計	60,173	47,840	12,333
	産業団地事業会計(宅地造成事業)	1,599,480	1,513,289	86,191
	小 計	20,592,612	19,934,612	658,000
法 非 適 用 企 業	飯綱高原スキー場事業特別会計	0	177	△ 177
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	52	52	0
	小 計	52	229	△ 177
合 計 ①	21,871,281	23,670,271	△ 1,798,990	
標準財政規模 ②	87,609,247	88,211,966	△ 602,719	
連結実質赤字比率(①/②) (注)	— (▲ 24.96)	— (▲ 26.83)	1.87% <sup>※</sup>	

(注) 連結実質赤字比率については、参考として黒字の比率を「▲」で併記した。

当年度における連結実質収支額は、218億7,128万円余の黒字となったものの、前年度に比較して17億9,899万円余減少したことから、連結実質赤字比率は1.87ポイントの上昇（悪化）となった。これは主に、一般会計において実質収支額が20億659万円余減少したことによるものである。

連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「－」で表示した。

### 3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの程度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3か年平均）

令和元年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

項目	年度		対前年度増減
	単年度		
	令和元年度	平成30年度	
地方債の元利償還金 ①	15,964,604	15,713,182	251,422
準元利償還金 ②	5,471,501	5,187,054	284,447
特定財源 ③	3,494,682	3,537,503	△ 42,821
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	15,342,706	15,526,306	△ 183,600
（①＋②）－（③＋④） A	2,598,717	1,836,427	762,290
標準財政規模 ⑤	87,609,247	88,211,966	△ 602,719
⑤－④ B	72,266,541	72,685,660	△ 419,119
実質公債費比率（単年度） A / B	3.5%	2.5%	1.0ポイント

実質公債費比率（3か年平均）

	単年度			3か年平均		
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成29年度から 令和元年度 ①	平成28年度から 平成30年度 ②	増減 （ポイント） ①－②
実質公債費比率	3.5%	2.5%	2.4%	2.8%	2.1%	0.7

単年度の実質公債費比率をみると当年度は3.5%で、前年度に比較して1.0ポイント上昇(悪化)となった。上昇の主な要因は、第四学校給食センターの起債等の元金償還が本格化したためである。

平成29年度から令和元年度までの3か年平均による実質公債費比率は2.8%で、平成28年度から平成30年度までの3か年平均に比較して、0.7ポイント上昇(悪化)となったが、早期健全化基準である25%は下回っている状況である。

#### 4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

令和元年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

項目	年度		
	令和元年度	平成30年度	対前年度増減
将来負担額 ①	248,420,092	249,887,907	△ 1,467,815
地方債の現在高	160,272,563	158,796,688	1,475,875
債務負担行為に基づく支出予定額	4,616,685	4,411,233	205,452
公営企業債等繰入見込額	48,548,253	52,014,952	△ 3,466,699
組合負担等見込額	11,754,624	10,935,284	819,340
退職手当負担見込額	22,083,572	22,262,448	△ 178,876
設立法人の負債額等負担見込額	1,144,395	1,467,302	△ 322,907
土地開発公社	1,144,395	1,467,302	△ 322,907
充当可能財源等 ②	211,754,298	217,882,134	△ 6,127,836
充当可能基金額	25,329,130	26,491,904	△ 1,162,774
充当可能特定歳入(注)	28,039,005	28,836,872	△ 797,867
うち都市計画税	27,343,416	28,064,932	△ 721,516
基準財政需要額算入見込額	158,386,163	162,553,358	△ 4,167,195
①-② A	36,665,794	32,005,773	4,660,021
標準財政規模 ③	87,609,247	88,211,966	△ 602,719
算入公債費等の額 ④	15,342,706	15,526,306	△ 183,600
③-④ B	72,266,541	72,685,660	△ 419,119
将来負担比率 A / B	50.7%	44.0%	6.7ポイント

(注) 充当可能特定歳入：国庫支出金等、地方債を財源とする貸付金の償還金、市営住宅使用料、都市計画税のうち元金償還金に充当することが見込まれる特定財源

当年度の将来負担比率は 50.7%で、早期健全化基準の 350%を大きく下回ったが、前年度に比較して 6.7 ポイント上昇（悪化）した。

将来負担額は、前年度に比較して 14 億 6,781 万円余減少した。この主な要因は、第一学校給食センター改築に係る整備費や令和元年東日本台風災害による災害復旧事業費に係る市債新規発行により、地方債の現在高が前年度に比較して 14 億 7,587 万円余増加したものの、公営企業債等繰入見込額が前年度に比較して 34 億 6,669 万円余の減少となったためである。

充当可能財源等は、前年度に比較して 61 億 2,783 万円余減少した。これは主に、基準財政需要額算入見込額（公債費のうち交付税措置される額）が前年度に比較して 41 億 6,719 万円余減少したことによるものである。このほか、充当可能基金額が 11 億 6,277 万円余、都市計画税収を主とする充当可能特定歳入の過去 3 年の充当率平均の低下により、7 億 9,786 万円余、それぞれ前年度に比較して減少したことによるものである。

将来負担額が減少したものの、充当可能財源等の減少幅が大きかったため、結果的に、将来負担比率は前年度に比較して悪化した。

## 5 意見

当年度の実質収支額は 2 億 975 万円余で、前年度に比較して 20 億 659 万円（90.5%）の減少となった。これは、令和元年東日本台風に伴う農業施設災害復旧に関し、約 51 億円の補助金が令和 2 年度以降の歳入となることなどが主な要因である。

また、公債費については、第一庁舎、芸術館建設等のプロジェクト事業の財源として借入れた市債の償還が本格化したため、平成 29 年度から増加に転じている。

これらのことから、財政の健全性を示す健全化判断比率における各指標は、前年度に比較し悪化したものの、いずれも国が示す早期健全化基準の数値を下回ったことから、本市の財政状況は健全であると判断される。

なお、将来負担比率の算定上、地方債現在高等の負債から地方交付税で将来措置される見込額を差し引くことになっているため、措置されるべき地方交付税が確実に歳入になっているかを毎年度検証していくことが必要である。

令和元年 9 月公表の長野市財政推計によると、市税の減少や扶助費の増加、公共施設の老朽化対策経費の増加等により、令和 3 年度以降は実質収支の黒字が見込めない状況である。

このため、積極的かつ確実な財源確保に努めるとともに、健康寿命の延伸を図る施策による扶助費の抑制や、公共施設の適正配置、複合化の推進等により、財政負担を軽減する手立てを早急に講じていく必要がある。

職員一人ひとりが危機意識を持ち、事業の「選択と集中」を徹底するなどして、将来にわたり持続可能となる財政運営に取り組まれない。



# 審 查 資 料





一般会計等が負担する地方債元利償還金等の状況（実質公債費比率関係）

（単位 千円）

年 度 項 目	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
① 地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等）（※1）	15,964,604	15,713,182	15,628,625	13,893,969	14,312,921
② 準元利償還金	5,471,501	5,187,054	5,218,088	5,531,925	6,183,733
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	0	0
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	4,879,738	4,933,635	5,004,594	5,291,788	5,838,696
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	459,523	96,111	51,312	49,917	51,073
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	132,240	157,308	162,182	190,220	293,964
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③ 特定財源（※2）	3,494,682	3,537,503	3,622,018	3,741,168	4,084,717
④ 標準財政規模	87,609,247	88,211,966	87,296,803	86,592,996	88,386,778
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	15,342,706	15,526,306	15,449,959	14,646,088	14,736,294
⑥ 実質公債費比率（単年度） （(①+②）-（③+⑤））/（④-⑤）	3.5%	2.5%	2.4%	1.4%	2.2%
実質公債費比率 （⑥ / 3） （3か年平均）			2.0%		
				2.1%	
	2.8%				

（※1）繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。

（※2）特定財源：公営住宅使用料等のうち、公債費の償還等に充当したもの

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく 支出予定額		公営企業債等 繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度
一般会計等	160,272,563	158,796,688	4,616,685	4,411,233					22,083,572	
一般会計	153,334,516	151,110,036	4,616,685	4,411,233					22,083,572	
一般会計等に属する特別会計	6,938,047	7,686,652								
住宅新築資金等 貸付事業特別会計	0	441								
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	54,687	54,687								
授産施設特別会計	0	0								
病院事業債管理 特別会計	6,883,360	7,631,524								
公営事業会計					48,548,253	52,014,952				
一般会計等以外の特別会計の うち公営企業に係る特別会計 以外の会計					3,436	4,445				
国民健康保険 特別会計					3,436	3,565				
介護保険 特別会計					0	0				
後期高齢者医療 特別会計					0	0				
駐車場事業 特別会計					0	880				
公営企業に係る会計					48,544,817	52,010,507				
法適用企業					48,544,817	52,010,507				
水道事業会計					4,087,087	4,707,556				
下水道事業会計					44,048,963	46,879,070				
戸隠観光施設 事業会計					408,767	423,881				
産業団地事業会計 （宅地造成事業）					0	0				
法非適用企業					0	0				
飯網高原スキー場事業 特別会計					0	0				
鬼無里大岡観光施設 事業特別会計					0	0				
一部事務組合等							11,754,624	10,935,284		
長野広域連合							11,534,446	10,765,110		
須高行政事務組合							4,058	8,107		
北信保健衛生施設組合							216,120	127,890		
千曲衛生施設組合							0	34,177		
地方公社等										1,144,395
長野市土地開発公社										1,144,395
長野市民病院										0
小 計	160,272,563	158,796,688	4,616,685	4,411,233	48,548,253	52,014,952	11,754,624	10,935,284	22,083,572	1,144,395
対前年度増減 （元年度－30年度）	1,475,875		205,452		△ 3,466,699		819,340		△ 178,876	△ 322,907
将来負担額（元年度）	248,420,092									
前年比 （元年度－30年度）	△ 1,467,815									

### 充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名		充当可能基金額		
		令和元年度	平成30年度	対前年度増減
1	財政調整基金	12,000,000	13,600,000	△ 1,600,000
2	減債基金	3,949,268	3,912,042	37,226
3	市民病院建設基金	0	0	0
4	大学整備基金	0	0	0
5	土地開発基金	0	0	0
6	都市デザイン基金	0	0	0
7	職員退職手当基金	3,400,000	3,500,000	△ 100,000
8	老人大学園設置運営基金	0	0	0
9	ふれあい長寿社会福祉基金	0	0	0
10	芸術文化振興基金	0	0	0
11	スポーツ振興基金	0	0	0
12	防災基金	0	0	0
13	奨学基金	179,862	179,862	0
14	住宅新築資金等貸付事業債償還準備基金	0	0	0
15	リサイクル基金	0	0	0
16	国際交流基金	0	0	0
17	子供たちの国際交流基金	0	0	0
18	子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	0	0	0
19	都市緑化基金	0	0	0
20	ふるさと応援基金	0	0	0
21	介護給付費準備基金	1,700,000	1,300,000	400,000
22	特別会計国民健康保険支払準備基金	1,200,000	1,200,000	0
23	公共交通機関活性化基金	0	0	0
24	冬季競技振興基金	0	0	0
25	水内ダム関連排水機場維持管理基金	0	0	0
26	公共施設等総合管理基金	2,900,000	2,800,000	100,000
27	茶臼山動物園整備基金	0	—	—
合 計		25,329,130	26,491,904	△ 1,162,774



## 令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和2年7月6日から8月24日まで

### 第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりであり、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

#### 1 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

各会計における資金不足比率一覧表

区分	会計名	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	R1-H30年度増減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	— (▲ 223.91%)	— (▲ 202.63%)	— (▲ 192.52%)	— (▲ 181.82%)	— (▲ 159.40%)	△ 21.28	20%
	下水道事業会計	— (▲ 69.39%)	— (▲ 73.75%)	— (▲ 77.43%)	— (▲ 82.22%)	— (▲ 85.06%)	4.36	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲ 18.67%)	— (▲ 17.54%)	— (▲ 12.88%)	— (▲ 8.48%)	— (▲ 3.69%)	△ 1.13	20%
	産業団地事業会計	— (▲ 37.49%)	— (▲ 35.19%)	— (▲ 30.51%)	— (▲ 30.94%)	— (▲ 29.25%)	△ 2.30	20%
法非適用企業	飯綱高原スキー場事業特別会計	— 0.00%	— (▲ 0.55%)	— (▲ 0.45%)	— (▲ 0.59%)	— (▲ 0.94%)	0.55	20%
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	— (▲ 0.04%)	— (▲ 0.04%)	— (▲ 0.05%)	— (▲ 0.06%)	— (▲ 0.06%)	0.00	20%

- ※ 平成 29 年度以降の比率は、表示単位未満を切り捨てた表示としている。
  - ※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「－」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（ ）内に「▲」で併記した。
  - ※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を 0 とする特例を考慮しない比率を算定し記載した。
  - ※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。
- なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、15 ページから記載している。

## 2 意見

令和元年度決算においては、前年度と同様、全公営企業会計において、国が示す経営健全化基準である 20%を下回り、資金不足は生じなかった。

飯綱高原スキー場事業特別会計は、飯綱高原スキー場の廃止に伴い、令和元年度をもって廃止となった。

戸隠観光施設事業会計及び鬼無里大岡観光施設事業特別会計の 2 会計は、一般会計からの繰入金を控除すると資金不足が生じることとなる（次表参照）。両事業会計とも、施設の利用率向上に向けた観光戦略を検討し、一般会計繰入金への依存度を解消していくことが望まれる。

各企業会計とも、本来の姿である独立採算制の原則に基づき、経営の視点に立って、経済性、有効性、効率性を発揮するよう努められたい。

（資金不足額一覧表）

（単位 千円）					
法適用企業	流動負債 （※1） A	流動資産 （※2） B	資金不足額 C（＝A－B）	一般会計からの繰入金（基準外） （※3） D	資金不足額 （基準外繰入金を除く） （※4） E（＝C＋D）
水道事業会計	1,162,596	14,770,470	▲ 13,607,874	86,731	▲ 13,521,143
下水道事業会計	573,227	5,898,312	▲ 5,325,085	100,781	▲ 5,224,304
戸隠観光施設事業会計	1,007	61,180	▲ 60,173	98,147	37,974
法非適用企業	歳出額 A	歳入額 B	歳出額－歳入額 C（＝A－B）	一般会計からの繰入金（基準外） （※3） D	歳出額－歳入額 （基準外繰入金を除く） （※4） E（＝C＋D）
飯綱高原スキー場事業特別会計	61,293	61,293	0	61,080	61,080
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	74,449	74,501	▲ 52	70,890	70,838

（※1）流動負債＝流動負債－（控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等）

（※2）流動資産＝流動資産－（控除財源＋控除額）

（※3）一般会計が公営企業会計に対して本来負担（繰出）すべき経費についての、国が示す基本的な考え方を「繰出基準」という。繰入金（基準外）は、一般会計が本来負担（繰出）すべき経費についての繰出基準以外の繰入金である。

（※4）各会計C及びEについては、剰余額を「▲」で表示した。

# 審 查 資 料





## 資金不足額の状況（法適用企業）

### (1) 水道事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	令和元年度	平成30年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 13,607,874	▲ 12,618,111	△ 989,763
① 流動負債の額	2,878,556	3,427,248	△ 548,692
② 控除企業債等	1,715,960	1,740,587	△ 24,627
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤)	1,162,596	1,686,661	△ 524,065
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	14,770,470	14,304,772	465,698
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計 (⑥-⑦-⑧)	14,770,470	14,304,772	465,698
事業の規模 (D-E)	6,077,124	6,227,037	△ 149,913
D 営業収益の額	6,077,124	6,227,037	△ 149,913
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	- (▲ 223.91)	- (▲ 202.63)	△ 21.28ポイント

### (2) 下水道事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	令和元年度	平成30年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 5,325,085	▲ 5,755,372	430,287
① 流動負債の額	7,413,156	9,090,341	△ 1,677,185
② 控除企業債等	6,839,929	6,865,519	△ 25,590
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤)	573,227	2,224,822	△ 1,651,595
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	5,898,312	7,980,194	△ 2,081,882
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計 (⑥-⑦-⑧)	5,898,312	7,980,194	△ 2,081,882
事業の規模 (D-E)	7,673,961	7,803,638	△ 129,677
D 営業収益の額	7,673,961	7,803,638	△ 129,677
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	- (▲ 69.39)	- (▲ 73.75)	4.36ポイント

## (3) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

年 度		令和元年度	平成30年度	対前年度増減
項 目				
資金不足額 (A+B-C) (※1)		▲ 60,173	▲ 47,840	△ 12,333
①	流動負債の額	74,224	103,708	△ 29,484
②	控除企業債等	73,217	96,859	△ 23,642
③	控除未払金等	0	0	0
④	控除額(※2)	0	0	0
⑤	PFI建設事業費等	0	0	0
A	小計 (①-②-③-④-⑤)	1,007	6,849	△ 5,842
B	算入地方債の現在高	0	0	0
⑥	流動資産の額	61,180	54,689	6,491
⑦	控除財源	0	0	0
⑧	控除額(※2)	0	0	0
C	小計 (⑥-⑦-⑧)	61,180	54,689	6,491
事業の規模 (D-E)		322,204	272,634	49,570
D	営業収益の額 (指定管理者の利用 料金収入の額を含む)	322,204	272,634	49,570
E	受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100		- (▲ 18.67)	- (▲ 17.54)	△ 1.13ポイント

(4) 産業団地事業会計  
(宅地造成)

(単位 千円・%)

年 度		令和元年度	平成30年度	対前年度増減
項 目				
資金不足額 (A+B-C) (※1)		▲ 1,599,480	▲ 1,513,289	△ 86,191
①	流動負債の額	1,422,016	1,521,066	△ 99,050
②	控除企業債等	1,077,000	1,187,000	△ 110,000
③	控除未払金等	0	0	0
④	控除額(※2)	0	0	0
⑤	PFI建設事業費等	0	0	0
⑥	土地前受金	0	0	0
A	小計 (①-②-③-④-⑤-⑥)	345,016	334,066	10,950
B	算入地方債の現在高	0	0	0
⑦	流動資産の額	2,569,668	2,182,531	387,137
⑧	控除財源	0	0	0
⑨	控除額(※2)	0	0	0
⑩	土地評価差額	625,172	335,176	289,996
C	小計 (⑦-⑧-⑨-⑩)	1,944,496	1,847,355	97,141
事業の規模 (D)		4,266,381	4,300,066	△ 33,685
⑪	資本の額	2,844,365	2,779,000	65,365
⑫	負債の額	1,422,016	1,521,066	△ 99,050
⑬	PFI建設事業費等のうち 流動負債に係るリース債務	0	0	0
D	小計 (⑪+⑫+⑬)	4,266,381	4,300,066	△ 33,685
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100		- (▲ 37.49)	- (▲ 35.19)	△ 2.30ポイント

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

(※3) 参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

## 資金不足額の状況（法非適用企業）

### (1) 飯綱高原スキー場事業会計

(単位 千円・%)

項目	年 度		
	令和元年度	平成30年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	0	▲ 177	177
A 歳出額	61,293	69,618	△ 8,325
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	61,293	69,795	△ 8,502
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
C 小計 (①-②)	61,293	69,795	△ 8,502
事業の規模 (D-E)	3,615	31,850	△ 28,235
D 営業収益に相当する収入の額	3,615	31,850	△ 28,235
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (0.00)	— (▲ 0.55)	0.55ポイント

### (2) 鬼無里大岡観光施設事業会計

(単位 千円・%)

項目	年 度		
	令和元年度	平成30年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 52	▲ 52	0
A 歳出額	74,449	75,458	△ 1,009
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	74,501	75,510	△ 1,009
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
C 小計 (①-②)	74,501	75,510	△ 1,009
事業の規模 (D-E)	105,475	111,731	△ 6,256
D 営業収益に相当する収入の額	105,475	111,731	△ 6,256
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲ 0.04)	— (▲ 0.04)	0.00ポイント

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

## 【参考資料】

### 1 実質赤字比率

- (1) 一般会計等の実質赤字額  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- (2) 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

### 2 連結実質赤字比率

- (1) 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

### 3 実質公債費比率

- (1) 準元利償還金 : イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

### 4 将来負担比率

- (1) 将来負担額 : イからチまでの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを

行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(2) 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

## 5 資金不足比率

(1) 資金の不足額：

法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

(2) 事業の規模：

法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

## 6 標準財政規模

(1) 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

(総務省 健全化判断比率・資金不足比率に関する資料等から抜粋)